

# 訪問看護利用料金表

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち介護負担割合証に記載された割合の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

## 【訪問看護の基本利用料】 (1回あたりの所要時間)

< 看護師が行う訪問看護 >

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
20分以上30分未満	<b>3,990円</b>	<b>399円</b>	<b>798円</b>	<b>1,197円</b>
30分以上1時間未満	<b>5,740円</b>	<b>574円</b>	<b>1,148円</b>	<b>1,722円</b>
1時間以上1時間30分未満	<b>8,440円</b>	<b>844円</b>	<b>1,688円</b>	<b>2,532円</b>

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面にてお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
夜間・早朝加算	夜間（午後6時～午後10時）又は早朝（午前6時～午前8時）にサービス提供する場合	<b>上記基本利用料の25%</b>
深夜加算	深夜（午後10時～翌朝午前6時）にサービス提供する場合	<b>上記基本利用料の50%</b>
中山間地域等小規模事業所加算	事業所が中山間地域（＝新潟県の場合は全域）に所在し、かつ、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	<b>上記基本利用料の10%</b>
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	<b>上記基本利用料の5%</b>
処遇改善加算	総単位数×1.8% <small>※総単位数とは1月あたりの「基本サービス単位数（基本利用料）」に「加算・減算」を加えた単位数です。</small>	

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
複数名訪問加算Ⅰ	複数の訪問看護師が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円	762円
	複数の訪問看護師が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,010円	201円	402円	603円
	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,170円	317円	634円	951円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円	900円
初回加算Ⅰ	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合（初回月のみ）	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ	新規にサービス提供を受けた場合又は過去2月間においてサービス提供を受けず利用を再開した場合（初回のみ）	3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円